

# 一般質問 ここが聞きたい!

紙面の内容は、質問・答弁とも質問者自らが要約、執筆したものを掲載しています。

第4回町議会定例会では、4議員が一般質問を行いました。

- 小林 盛 議員 ①和見地区で行われた地籍調査について  
②那珂川町地域振興計画について
- 益子輝夫 議員 ①役場庁舎と消防庁舎建設について  
②役場職員の教育・研修内容について  
③町から自治会に交付した交付金の使途について
- 佐藤信親 議員 ①職場環境の改善について
- 福島泰夫 議員 ①原木しいたけのセシウム問題について

## 職場環境の改善について

答 出来るところから取り組みたい



佐藤信親議員

**質問** 公務中に議会議員に対し、肉体的、精神的苦痛を与える行為を故意に行った幹部職員の行動、町長に報告すべき報告事項が数日を経過し、指摘されるまでなかったことなど、ここ、数か月の間に発生した。このような、職場環境の中にあつて、若いやる気のある職員の能力を最大限に引き出せるような職場環境づくりが必要と考えるが、次の点について伺う。

①職場環境の改善についてどのように考えているのか。

②町長指示事項や振興計画等小グループをつくり検討結果を庁議の場で発表させ、優秀な意見については、

提案制度の活用を図るべきと考えるがどうか。

③情報の共有化を図るためファイリングシステムを導入すべきと考えるがどうか。

**答弁** ①若手職員の資質の向上が町の発展、活性化につながるものと考え、今後、職員研修の一環として意見交換の場や自己研鑽の機会を設けたい。

②年代ごと、採用ごとのグループ、特に若手職員との話し合いの場、懇談の場を設け意見交換など行いたい。



ファイリングシステムの構築で情報の共有化を

また、職場点検、環境改善、町の活性化対策など各課、グループごとに検討、提案し、それを実践行動することにより事務改善や、職員の意識向上、職務意識の向上につながる提案があれば職員提案制度の活用を図りたい。

③情報の共有化に向けた、ファイリングシステムの構築については、今後研究したいと考えている。

## 和見地区の不自然な地籍調査の目的は

答 処分場の区域内は県で用地調査を実施している



小林 盛 議員

質問 平成22年度から和見地区で地籍調査が始まった。これは、どの地域でも

行われている地籍調査なので、何の問題も不自然さを感じない。

しかし、問題は、平成23年度に行われた備中沢の調査である。私は、この備中沢に数人で土地を二ヶ所、所有し、もう一ヶ所、親戚から管理一切を任されている土地がある。小口側の備中沢で、すでに地籍調査は完了している。問題は、和見側の備中沢である。私の関係する残りの二ヶ所は、和見側の備中沢にあり、まさに地籍調査の対象となっている土地であるにも関わらず、地権者として立ち会

いを求められることもないまま既に完了したことになる。その地区一帯が県の開発地域となっていて、個人の所有地が特定できない状態で、地籍調査が完了とはどういうことなのか。

地籍調査とは、国土調査法に基づいて行われる国土の調査であり予算の二分の一は国が負担しその残りの二分の一を県が補助をする。さらに町や県が負担する経費の80パーセントが特別交付税措置で賄われ、町は実質的に5パーセントの負担で済むことになっている。つまり国が国土調査法に基づき行う土地の戸籍調査を町が委託されて、行う事務事業であるはずである。それを処分場の土地買取と一緒にしているのではないか。そこで伺う。

① 本来の地籍調査とは、何か。

② 地籍調査に地権者を招集しなくてなぜ地籍調査が完了するのか。また、地権者として同意もしていないのになぜ開発地域となっているのか。土地の所有権の侵害ではないのか。

答弁 ① 地籍調査は、一筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、その結果、地図及び簿冊に記載し、土地の明確化を図り、さらに地籍調査の成果は町民及び公共の財産の保全はもとより、土地に関する基礎資料として多目的に利用することが目的である。

② 県が実施する県営産業廃棄物最終処分場の開発区域であり、既に区域内は県において用地調査を実施している。この調査は地籍調査と同じく地権者の立会いで境界を確認し、精度の高い復元力のある測量成果となっていることから、町の地籍調査から除外したものである。



地籍調査事業

## 地域振興の財源について説明はしたのか

質問 平成24年5月17日付の下野新聞に、環境のまちづくりを基軸とする町地域振興計画案の概要が掲載された。処分場を受け入れる13事業を実施する計画となっている。しかし、那珂川町地域振興計画策定委員会の中で、処分場を受け入れてその補助金を振興計画の財源とすることは全く触

れてこなかった。行政として公平さ、公正さ、説明責任に欠けているのではないかとと思うが、次の2点について伺う。

① 地域振興計画策定委員会は、地域振興の財源として処分場の補助金が充てられることが十分に説明されていたか。

② 処分場の受け入れと引き換えに県からの補助金ほどのくらいになるのか。また、迷惑施設を受け入れるということは、その反面失うものもあることは、当然認識されていると思うが、何があと考えているか。

答弁 ① 計画書の中に新聞の見出しのような記述はない。本格的な超高齢化社会を迎える前に、環境の視点に立った農林業の再生や地域資源を活用した新たな産業などによる当町の地域振興を図る必要があることから計画を策定した。

② 迷惑施設を受け入れることによって、当町が失うものは何もないと私は考えている。

## 役場庁舎など建設予定地を選定した理由はなにか

### 答 庁舎等検討委員会の答申をふまえ決めた



益子輝夫議員

ことだ。やっぱり消防署の職員だと思った。

中間地は現在の消防署がある健武とされているが、舟戸からだそこまで行くのに6分かかる。東部地区などを往復すると10分以上かかる。病気や容体によっては致命傷になる。専門家ならだれでも知っていることだ。

**質問** ① 役場庁舎を開発センター、消防庁舎を舟戸の水産試験場跡地に選定した理由は何か。町民の間こんなことが決まったと言う人がかなりいる。

庁舎建設に反対と言うわけではないが、17億円もの大金を使うのだから、建てるなら説明会を開くなりして町民の意見を聞くべきではないか。

② 議会で消防署の職員を呼んで聞いたとき、「消防庁舎はどこにつくつたらいいと思うか」という質問に、「消防庁舎の位置は地域的にも交通的にも真ん中がいい」と答えている。このことで、あれこれ言った人がいたようだが、中心地にもつてくるのは当たり前

心地であることや敷地内へリポートの設置が可能なエリア等の諸条件を考慮した結果、旧水産試験場跡地が適当と判断した。

③ 検討委員会が第4回以降非公開になった理由は、用地選定の公平な審議や民有地も含んでいることを考慮したためで、候補地が決定した段階で選定経過を含め公表すると聞いている。

### 公務員としての品位の保持等の向上に努める

**質問** ① 窓口の対応は大分良くなっていると町民から聞いている。しかし、ある50代の女性が、書類を一枚書くのに3日通ったとか、昼休みに役場に行く手が足りず、なかなか順番が来ない。手の空いている職員がいたら、全員で当たるなどサービス精神があってもいいのではないか。

また、役場前の点字ブロックがかなりの枚数が、昨年からはがれていて、言ったらすぐやってくれたが、それまでは、誰も気がつかなかったようだ。悪いことばかり言った

が、献身的に働いている職員もいる。あの3・11の時、水道管が破裂して1週間も家に帰らず命がけで復旧作業に従事した職員や、避難民の対応で、お子さんが家で待っているのに帰らず、働いていた女性職員もいた。そういう点で、もっと町民の目線、弱者の目線に立ち行政を考えてもらいたい。

② 去る3月13日、議会開会中、修正動議を作成していた議員の左肩を議会事務局の職員が、ライターを持った手で、はたくということがあった。このことを町長は知っているのか。議員に対してそういう行為に出るということはあってはならない。たとえ議員でなくても大問題になる。町長の責任を問う。

**答弁** ① 議員から指摘があった点については真摯に受け止め、再度、研修会や職員との意見交換を通して資質の向上を図る。

② 議会事務局の職員が議員の肩をはたいたことは聞いている。事務局の職員は議員の手伝いをするのが仕事だから、そういう行為をし

たことは町長として責任を感じている。あつてはならないことなので、厳重に注意する。

### 財産区の交付金を流用したのはいま

**質問** 財産区の解散により町から交付された公金を神社の修理にあてた自治会があるが、これは憲法の89条の「公金その他、公の財産は宗教上の組織もしくは団体に支出してはならない」ということに触れるのではないか。今後の指導は。

**答弁** 財産区の交付金の使途については町に指導監督の義務がある。議員指摘の点については、財産区からの交付金は宗教関連のものには使えないと指導した。聞き取りの中で、一時的に借用して修繕を行い、後日返還すると約束している。今後その対応を見えていく。財産区の交付金は、公共的な事業と住民福祉の向上に使うことを目的としてはまずいと考えている。

## カリウム散布を町全体でやれないか

答 那須烏山市と協議して検討する



福島泰夫議員

**質問** 昨年3月の東日本大震災に起因する、原発事故により、農産物への影響も大きいものがある。

食品の放射性セシウム基準値が、500ベクレルから100ベクレルになってから、原木しいたけへの影響が甚大である。

そこで、原木しいたけや、他の農産物の放射線対策について伺う。

①出荷自粛のため、補償請求の裏付けとして、収穫したきのこを計量、廃棄を続けているが、生産者は、売れないとわかっていて生産を続けることはしたくないと考えている。補償請求が長期化することも考えられる。その救済は、

②廃棄される生しいたけや

乾しいたけは、一般廃棄物扱いであるのに、広域の衛生センターでも産廃業者にも引き取りを拒否され、乾しいたけが那須南農業協同組合の梨選果場に13トンも積まれているが、その対策は。

③しいたけ農家が、今後栽培方法の変更や他作物への転換等の情報提供や指導は。

④「道の駅ばとう」では、食品の放射線測定器を購入したと聞いているが、町として購入のための補助の考えは。

⑤当町の基幹作物の米について、農家は、カリウムを含む肥料を投入するなど、原発事故がなければ必要のない負担をしているが、これらは補償の対象と考えるか。

基準値超えの米を出さないために、全県、あるいは町全体で対策をすることが必要と考えるが、町の考え

方は。

**答弁** ①安全、安心なしいたけを生産するため、汚染されていない原木確保が必要であり、国、県などにより一括調達し、供給する体制を進めている。

また、生産者が補償を受けるまでのつなぎ資金として、県で、1000万円以内、5年以内償還で無利子の資金を用意した。

②広域衛生センターでは最終処分場がないため、群馬県草津町にお願いしているが、観光地ということで、搬入を制限しているの、那須南農業協同組合等関係者や国、県と協議をしながら対策を進める。

なお、栃木県町村会でも、県に対して処理対策を行うよう強く要望している。

③県では放射性物質の影響の少ないしいたけの生産方法の研究を進めており、その結果を生産者に情報提供したいと考えている。

④自家栽培、自家消費する農産物の放射性物質の測定器購入を補正予算計上した。

設置場所は小川庁舎の一

室を、検査室にし、シルバー人材センターに委託する。測定器購入の補助については、要望があれば検討する。

⑤放射性物質の検査に用いる資材等の購入経費については損害賠償の対象と考えている。

放射性セシウムの吸収抑制効果のある塩化カリウム等について、農協では1袋

当たり210円補助している。

那須烏山市、那珂川町については、協議をして、補助を前向きに検討したい。（協議の結果、那須烏山市、那珂川町とも、農協の補助に上乗せして、同額の210円を、補助することに決定した）



農協の指導により廃棄処分される「原木しいたけ」